



Property Manager
賃貸不動産経営管理士



この一歩は、 賃貸住宅業界の大きな前進



賃貸不動産経営管理士



国土交通省告示

賃貸住宅管理業者登録制度



賃貸管理業

制度改正で大きく変わる経営管理士

平成28年9月の賃貸住宅管理業者登録制度の改正により、
賃貸不動産経営管理士等※に重要な役割が付与されました。

専門業務

- ◆貸主に対する賃貸住宅管理に係る重要事項の説明及び書面への記名・押印
- ◆貸主に対する賃貸住宅の管理受託契約書の記名・押印



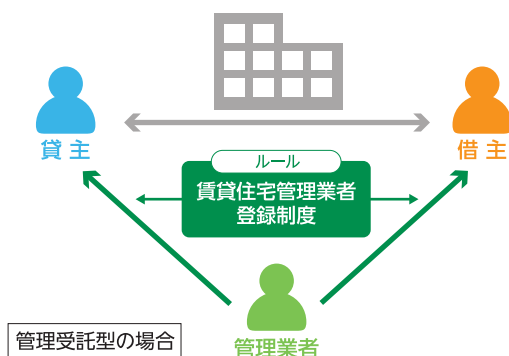
設置義務

- ◆登録業者は事務所ごとに1名以上の賃貸不動産経営管理士等を配置



※等とは賃貸不動産経営管理士及び一定の実務経験者を指す。 ※賃貸住宅管理業者登録制度は任意の登録制度であり、管理業者の登録は義務ではありません。

賃貸住宅管理業者登録制度とは



賃貸管理業

賃貸住宅の管理業務の適正化を図るために、国土交通省が創設した賃貸住宅管理業者に対する任意の登録制度です。

※管理受託型またはサブリース型の管理業者を指します。

- 登録した管理業者に対して、賃貸住宅管理業務に関する一定のルールを設けることで、借主と貸主の利益保護を図ります。
- 国土交通省の登録を受けた管理業者は、登録簿により一般に公開され、広く消費者に利用されています。

・登録制度により期待される効果・



管理業者

準則を遵守することで、適正な賃貸住宅管理を促進し、貸主・借主から信頼される。



貸主

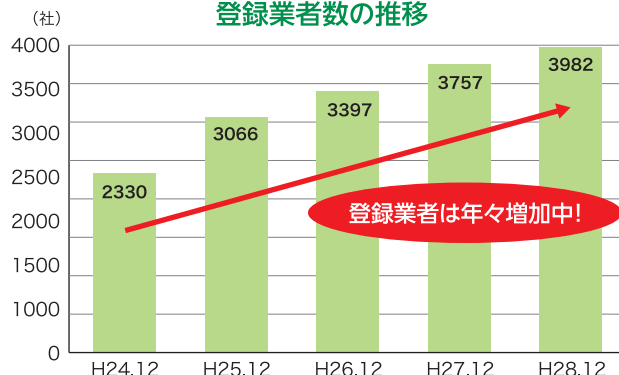
登録業者による適正な管理により、賃貸住宅に関するトラブルの防止が望める。



借主

入居する物件選択の判断材料として活用できる。

登録業者数の推移



制度の詳細については、国土交通省ホームページにてご覧ください。

賃貸住宅管理業者登録制度

検索

賃貸不動産経営管理士とは



賃貸不動産経営管理士は、主に賃貸アパートやマンションなど賃貸住宅の管理に関する知識・技能・倫理観を持った専門家です。



- ✓ 賃貸住宅管理に関するスペシャリスト
- ✓ 家主や入居者から信頼される資格
- ✓ 現在、約3万人の資格者が活躍中

・賃貸不動産経営管理士の専門分野・



建築・設備



管理実務



法令



経営支援

原状回復・設備不具合など賃貸住宅に関する相談件数は年々増加!

専門的知識・技能を持った賃貸不動産経営管理士の活躍が期待されています。

資格取得の流れ

平成30年 5月下旬～9月上旬

2日間の講習

賃貸不動産経営管理士講習

※受講は任意です

- 申込: 3月中旬より協議会ホームページにてご案内
- 地域: 全国主要都市
- 受講料: 17,820円(税込)
- 特典: 講習修了者は試験40問中4問が免除

試験の合格率
14%UP
※平成28年度実績

平成30年 11月18日(日)

年1回

賃貸不動産経営管理士試験

- 申込: 8月中旬～9月末より協議会ホームページにてご案内
- 地域: 全国主要都市
- 受講料: 12,960円(税込)

詳細や申込は協議会HPで

<http://www.chintakanrishi.jp/>

